

平成 29 年 8 月 9 日

川崎市新本庁舎整備事業に係る条例方法審査書の公告を行いました。

当該指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 15 条の規定に基づき条例方法審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市長 福田 紀彦

2 指定開発行為の名称及び所在地

名 称：川崎市新本庁舎整備事業

所在地：川崎市川崎区宮本町 1 番地

3 条例方法審査書公告年月日

平成 29 年 8 月 9 日（水）

4 事業内容等に関する問合せ先

名 称：川崎市総務企画局本庁舎等建替準備室

住 所：川崎市川崎区東田町 5 番地 4

電 話：044-200-0281

（川崎市環境局環境評価室担当）

電話（044）200-2156

E-mail：30kanhyo@city.kawasaki.jp

川崎市新本庁舎整備事業に係る条例方法審査書

平成29年8月

川 崎 市

目 次

はじめに.....	1
1 指定開発行為の概要.....	2
2 審査結果及び内容.....	4
(1) 全般的事項.....	4
(2) 個別事項.....	4
ア 大気質.....	4
イ 土壌汚染.....	4
ウ 緑（緑の質、緑の量）.....	4
エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）.....	5
オ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）.....	5
カ 景観（景観、圧迫感）.....	6
キ 日照阻害.....	6
ク テレビ受信障害.....	6
ケ 風害.....	6
コ 地域交通（交通混雑、交通安全）.....	6
サ 温室効果ガス.....	6
(3) 環境配慮項目に関する事項.....	7
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過.....	7
4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過.....	8

はじめに

川崎市新本庁舎整備事業（以下「指定開発行為」という。）は、川崎市（以下「指定開発行為者」という。）が、川崎区宮本町1番地ほかの川崎市役所本庁舎及び第2庁舎の約0.8haの区域において、建築基準法に基づく総合設計制度を前提として、地上25階地下2階建ての新たな本庁舎を整備するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、環境配慮計画書の手続を経て、平成29年4月7日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例方法書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があった。

この条例方法書について、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成29年8月4日に審議会から答申を得た。

市ではこの答申を踏まえ、条例方法審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：川崎市新本庁舎整備事業

種 類：高層建築物の新設（第1種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の3の項及び15の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区宮本町1番地ほか

区域面積：約7,830 m²

用途地域：商業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

川崎市新本庁舎の整備

イ 土地利用計画

区 分	面 積	割 合
計画建築物	約 4,345 m ²	約 55.5%
緑化地・車路・広場・歩道状空地・アプローチ等	約 2,965 m ²	約 37.9%
道路（歩行者専用道路）	約 310 m ²	約 4.0%
道路（拡幅部）	約 210 m ²	約 2.6%
合 計	約 7,830 m ²	100.0%

ウ 建築計画

項目	諸元
開発区域面積	約 7,830 m ² (新本庁舎敷地 : 約 6,000 m ² 第2庁舎跡地広場 : 約 1,310 m ² 道路等 : 約 520 m ²)
建築面積	約 4,345 m ² (建ぺい率 : 約 73%)
延べ面積	約 62,100 m ²
容積対象床面積	約 53,000 m ² (容積率 : 約 884%)
建物高さ	塔屋等を含む最高高さ約 116m以下
建物階数	地上 25 階+免震層、地下 2 階
主要用途	庁舎 (事務所)
駐車台数	約 160 台
駐輪台数	約 80 台

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、新たな本庁舎を整備するものであり、本事業に係る環境影響評価項目として、大気質、土壌汚染、緑の質、緑の量、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照障害、テレビ受信障害、風害、地域交通及び温室効果ガスについて予測及び評価を行うとしており、その選定はおおむね妥当である。

条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 大気質

工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設関連車両の走行及び冷暖房施設等の設置による大気質への影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

イ 土壌汚染

工事中における汚染のおそれのある土壌の内容及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

ウ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

植栽予定樹種の環境適合性及び植栽基盤の整備に必要な土壌量については予測を行い、植栽基盤の適否については予測を行わない計画としているが、客土の量や性状などの基盤土壌の整備計画を示すことにより、植栽基盤の適否の予測とともに、植栽予定樹種の環境適合性についてもより適切な予測が可能になると考えられる。

このことから、植栽基盤の適否について予測すること。

(イ) 緑の量

緑被の変化及び全体の緑の構成について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設関連車両の走行及び冷暖房施設等の設置による騒音の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

(イ) 振動

工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設関連車両の走行による振動の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

オ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時において発生する一般廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中において発生する産業廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしているが、供用時において、廃プラスチック類等の産業廃棄物の発生が考えられることから、これらについても、種類、発生量及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うこと。

(ウ) 建設発生土

工事中の建設発生土の量及びその処理・処分方法について予測及

び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

カ 景観（景観、圧迫感）

主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度並びに圧迫感の変化の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

キ 日照障害

冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度、日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

ク テレビ受信障害

計画建築物により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

ケ 風害

風向及び風速が変化する地域の範囲及び変化の程度並びに年間における風速の出現頻度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

コ 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事中における工事用車両の走行による交通流及び交通安全への影響、供用時における施設関連車両の走行による交通流及び交通安全への影響並びに歩行者の往来による交通流への影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

サ 温室効果ガス

供用時における温室効果ガスの排出量及びその削減の程度について

予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例方法書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成28年	3月10日	環境配慮計画書の受理
	3月17日	環境配慮計画書公告、縦覧開始
	4月15日	環境配慮計画書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 1名、1通
	5月11日	環境配慮計画見解書の受理
	5月18日	環境配慮計画見解書公告、縦覧開始
	6月 1日	環境配慮計画見解書縦覧終了
	6月 6日	市長から審議会に環境配慮計画書について諮問
	7月12日	審議会から市長に環境配慮計画書について答申
	7月19日	環境配慮計画審査書公告、環境配慮計画策定者宛て送付
平成29年	4月 7日	指定開発行為実施届の受理及び条例方法書の受領
	4月14日	条例方法書公告、縦覧開始
	5月29日	条例方法書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 1名、1通
	6月26日	市長から審議会に条例方法書について諮問
	8月 4日	審議会から市長に条例方法書について答申
	8月 9日	条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

平成28年 6月 6日 審議会（現地視察、環境配慮計画書事業者説明
及び審議）

7月11日 審議会（環境配慮計画書答申案審議）

平成29年 6月26日 審議会（条例方法書事業者説明及び審議）

8月 1日 審議会（条例方法書答申案審議）